

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援事業所の臨時的な取扱いについて

1. 利用者の居宅訪問・本人面接について

居宅訪問・本人面接ができない場合は、当分の間、介護支援専門員の判断により、下記のような対応をお願いします。

- ① 次の場合は、訪問をせず、電話等による状況把握を行ってください。
 - ・介護支援専門員、又はその関係者に風邪等の症状がある場合
 - ・施設により面会が制限されている場合
 - ・利用者やその家族から訪問を断られた場合など

- ② 次の場合は、できるだけ訪問を避け、電話等による状況把握をしてください。
 - ・利用者の状態に変化が無いことが見込まれ、プランの変更等を要しないなどの場合
 - ・利用者、又はその関係者に風邪等の症状がある場合など
 - ・その他、①・③に該当しない場合

- ③ 次の場合は、検温・マスク着用等を徹底した上で、玄関先等で短時間で行うなど、濃厚接触を避けながら、可能な範囲で訪問を実施してください。
 - ・新規プラン作成の場合、状態の変化が見込まれる場合、要経過観察の場合など※モニタリング結果の記録や、居宅訪問・本人面接ができない状況の記録は残してください。

2. 担当者会議について

担当者会議の開催が困難な場合、感染拡大を防ぐため、当分の間、介護支援専門員の判断により、以下の対応をお願いします。

- ①利用者の状態に大きな変化の無い更新等の場合など
 - ・メールやFAX等による照会や翌月開催としてください。

- ②新規・区分変更の場合など
 - ・本人や家族の参加が無くとも、可能な限り事業所担当者を招集する、利用者と事業者との契約時に立ち会い、個別に面談を行うなどの対応をしてください。
 - ※介護支援専門員が理由及び判断した結果、開催できない状況を記録に残してください。

本取扱いについては、一律に「訪問する必要はない」「会議を開催する必要はない」等とお示しするものではありません。介護保険事業者と利用者の安全を守りながら、利用者の生活や心身の状態の維持向上に資する対応をお願いします。

(※本取扱いを終了する際は、あらためてお知らせします。)